# セゾン投信ポイント利用約款

# 第1条(目的)

- 1. 本約款は、セゾン投信株式会社(以下、「当社」といいます。)が、総合取引口座の開設手続きが完了 したお客さま(以下、「お客さま」といいます。)に対して、「セゾン投信 ポイント投資サービス」(以 下、「本サービス」といいます。)を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。
- 2. 本サービスの利用にあたっては、法令諸規則等に加え、当社が定める本約款および「約款・規程集」、並びに「永久不滅ポイント」(以下、「ポイント」といいます。)のサービス運営会社である株式会社クレディセゾン(以下、「クレディセゾン」といいます。)が定める「永久不滅ポイント規約」(第5条に定めるものをいいます。)が適用されます。

### 第2条(本サービスの概要)

- 1. 当社が提供する本サービスの概要は、次の各号によります。
  - (1) 第9条に規定する、金融商品取引におけるポイントによる買付代金への充当
  - (2) 前号の他、本サービスの運営に必要な事項
- 2. 当社は、当社の都合により、前項で規定する本サービスの内容を変更し、または制限もしくは他の条件を付す(以下、併せて「変更等」といいます。)場合があります。この場合、当社のウェブサイトにおいて、お客さまに対しあらかじめ告知を行います。お客さまは、あらかじめこれに承諾するものとし、変更等によりお客さまに不利益または損害が生じた場合であっても、当社に対し何ら請求を行えないものとします。

#### 第3条(本サービスの利用)

- 1. 本サービスの利用にあたり、お客さまは、あらかじめ本サービス(第4条に定めるものをいいます。) を選択のうえ、当社所定の方法により申込みを行うものとし、当社が当該申込みを承諾した場合に限り、選択した本サービスをご利用いただけます。
- 2. 当社は、本サービスを、セゾン投信ネット取引取扱い規程(以下、「ネット取引規程」といいます。)に 定めるセゾン投信取引サービスを通じて提供いたします。本サービスの利用にあたっては、お客さまが ネット取引規程に定めるサービスを利用する際に使用する「部店」、「口座番号」および「ログインパ スワード」が必要です。

#### 第4条(本サービスのポイント)

- 1. お客さまへ提供する本サービスの内容および利用可能なポイントは、お客さまが保有するポイントのみとなります。
- 2. お客さまが本サービスにかかるクレディセゾンまたはポイントのサービス利用会社である株式会社セブン CS カードサービス (以下、「クレディセゾン等」といいます。) での必要な手続き等については、あらかじめ、お客さまご自身で行ってください。
- 3. 当社は、当社の判断により本サービスの追加および削除を行うことができるものとします。当社が、本サービスの追加または削除を行う場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、原則として当社のウェブサイトにおいて、お客さまに対しあらかじめ告知を行います。
- 4. お客さまが行う本サービスの選択および変更並びに当社が行う本サービスの追加および削除に関し、お客さまの作為または不作為もしくは過失等によって発生したポイントについての損害を、当社は何ら補償せず、一切の責任を負いません。

# 第5条(永久不滅ポイント規約)

1.本サービスに関連する諸条件については、クレディセゾンが定める永久不滅ポイント規約に別途定める ものとします。 2. 本約款と永久不滅ポイント規約の定めに齟齬が生じた場合は、永久不滅ポイント規約の定めを優先するものとします。

#### 第6条(ポイントの管理)

- 1. お客さまは、当社のウェブサイト等において、お客さまが本サービスにおいて利用したポイント数の確認ができます。
- 2. お客さまは、前項のポイント数に関し、誤りもしくはその可能性を認識し、または疑義が生じた場合には、当社お客さま窓口に対し、その旨を申し入れるものとします。
- 3. 第1項で規定するポイント数に関する最終的な判断は当社が行うものとします。

#### 第7条(本サービスの停止)

- 1. お客さまが次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、お客さまへの本サービスの提供を停止します。
  - (1) 約款・規程集の定めに従い、お客さまの総合取引およびセゾン投信ネット取引の全部または一部を制限する場合
  - (2) 第7条または第12条に該当する可能性がある等、本サービスの不正利用が疑われると当社が判断した場合
  - (3) その他、当社が必要と判断した場合
- 2. 次の各号に定める事由が発生した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止する場合があります。なお、この場合、原則として事前にお客さまにお知らせしますが、緊急の場合は事後となる場合があります。
- (1) 当社およびクレディセゾン等のシステムメンテナンス (定期・不定期を問わず)
- (2) 天変地変
- (3) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止
- (4) 本サービスに関連するデータの消失
- (5) ポイント利用に関する障害
- (6) システム等への不正アクセスにより生じた障害
- (7) その他、本サービスの提供を停止する必要があると当社またはクレディセゾン等が判断した場合

#### 第8条(ポイントの取消)

- 1. 本サービスに関するポイントの利用後、対象サービスについてキャンセルその他当社がポイントの利用を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、当社は対象サービスによりお客さまが利用された当該ポイントを取り消すことができます。
- 2. お客さまが次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、お客さまの保有するポイントの全部または一部を取消すことができるものとします。
  - (1) 本約款の定めに違反、その他違法または不正行為があったと当社が判断した場合
  - (2) 約款・規程集の定めに従いお客さまの総合取引およびセゾン投信ネット取引が解約された場合
  - (3) その他お客さまが利用されたポイントを取消すことが適当と当社が判断した場合
- 3. 当社は、取消したポイントについて何ら補償を行わず、一切の責任を負いません。

#### 第9条(金融商品取引におけるポイントによる買付代金への充当)

お客さまは、当社を介した金融商品取引に付随して、お客さまが保有し指定したポイントを別紙「ポイントによる買付代金への充当に利用できる金融商品および条件」に則り、利用することができます。ただし、当社の判断により、金融商品の取引の種類や銘柄、条件等に関し何らかの制限等を加える場合があります。その場合、すみやかに当社のウェブサイトにて告知するものとします。

#### 第10条(システム障害等)

本サービスに関し、システム障害等が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

#### 第 11 条 (換金の不可)

当社は、第2条第1項第1号に定める金融商品取引におけるポイント利用による買付代金への充当を除き、いかなる場合もポイントの換金を行いません。

# 第 12 条 (第三者による利用)

- 1. ポイントの利用はお客さま本人が行うものとし、当該お客さま以外の第三者が行うことはできません。
- 2. 当社は、当社のウェブサイトへのログイン時に入力された「部店」、「口座番号」および「ログインパス ワード」が登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認した場合には、お客さま本人 による利用とみなします。それが第三者による不正利用であった場合でも、当社は利用されたポイン トを返還せず、お客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第 13 条 (税金および費用)

ポイントの利用にともなう税金や費用が発生する場合は、お客さまが全て負担し、確定申告等必要な 手続きをとるものとします。

# 第 16 条 (本サービスの終了)

- 1. 次の各号のいずれかに該当した場合、お客さまへの本サービスの提供を終了します。
- (1) お客さまの総合取引およびセゾン投信ネット取引が解約された場合
- (2) 第7条に定める本サービスの停止の状態が継続し、本サービスの終了を当社が判断した場合
- (3) その他、当社が必要と判断した場合
- 2. 前項に基づき、本サービスの提供を終了する場合、終了日以降の本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また当社に対して何ら請求権も取得しないものとします。
- 3. 次の各号に定める事由に該当した場合、当社は本サービスの全部または一部の提供を終了する場合があります。
- (1) 第7条第2項に定める本サービスの停止の状態が継続し、本サービスの終了が相当であると当社が 判断した場合
- (2) 本サービスの継続が困難と当社が判断した場合
- (3) その他、当社またはクレディセゾン等が必要と判断した場合

### 第 17 条 (免責)

当社は、本サービスの提供にあたり最善を尽くしますが、障害が生じないことを保証するものではありません。天変地変、通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、ポイント利用に関する障害、データへの不正アクセスにより生じた障害、その他本サービスに関してお客さまに生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第 18 条(本約款・永久不滅ポイント規約・本サービスの変更)

1. 本約款および永久不滅ポイント規約は、法令の変更または監督官庁の指示、クレディセゾン等におけるサービス内容の変更、その他当社が必要と判断したときには、民法第548条の4の規定に基づき内容が変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の約款等の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法によりお客さまに周知します。

- 2. 当社は、当社が本サービスを終了または停止する必要があると判断した場合、本サービスを終了または全部もしくは一部の停止を行うことがあります。この場合、当社はお客さまに対し当社ウェブサイトにおいて事前に予告するものといたしますが、緊急やむをえない場合等にあっては、停止後すみやかにお客さまに対し告知するものとします。
- 3. 当社およびクレディセゾン等は、前項に規定する場合によりお客さまに不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします。

# 第19条(準拠法、管轄)

本約款に関する準拠法は、日本法とします。また、本約款その他本サービスに関連してお客様と当社の間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年10月21日制定

ポイント利用による買付代金への充当に利用できる金融商品および条件 (2024 年 10 月 21 日現在)

### ■ 当社公募投資信託の買付

- 1. 当社の公募投資信託の買付のうち、以下に定める条件を全て満たした場合に限りポイントの利用を行うことができます。
  - ・継続募集投資信託であること
  - ・金額指定買付であること(口数指定買付・積立買付には利用できません。)
  - ・未成年口座内での買付ではないこと
  - ・セゾン投信ネット取引を通じての買付であること
- 2. お客さまは、注文時点で有効なポイントを利用することが可能です。 例)注文日が7月1日、約定日が7月2日、受渡日が7月5日の場合、7月1日以降を 有効期限とするポイントを利用することが可能です。(非営業日の考慮はしていません。)
- 3. 注文時に、最低利用可能ポイント以上を選択することにより、当社に対しポイント利用による買付代金へ充当することができます。
  - なお、ポイント数の指定は 200~999,999 ポイントの範囲で行うことが可能です。
- 4. 当社は、以下の内容に従って注文の受注時にポイントを拘束します。この場合、当該注文が未約定の状態であっても、お客さまは拘束(拘束により、当該注文にかかるポイントがお客さまの保有ポイントから減算されます。以下、本条において同じ。)されたポイントを他の取引またはサービス等に利用することはできません。 指定したポイント数量は「指定のポイント数量」×「当社の定める換金率」が当該注文に
  - 指定したポイント数量は「指定のポイント数量」×「当社の定める換金率」が当該注文に 係る金額として買付を行います
- 5. 「当社の定める」換金率とは、当該注文に係る注文日時点で有効な換金率として当社が定めるものをいいます。
- 6. 第8条に定めるポイントの取消等の理由により、当社が注文を受注後約定するまでの間に お客さまの保有ポイント数量が減少し、上記 3.に満たない数量となった場合、注文は失効 します。
- 7. 注文確定後、当社はポイント数量を確定し、当該注文の注文日にポイントの減算を行います。
- 8. お客さまが注文の取消を行った場合、取消後、すみやかにポイントの拘束を解除(拘束の解除により、拘束していたポイントをお客さまの保有ポイントとしてお戻しします。以下、本条において同じ。)します。
  - なお、取消後にポイントをお戻しする際、システム仕様等などの理由によりお時間を要する場合があります。
- 9. お客さまの注文が失効した場合、失効後、すみやかにポイントの拘束を解除します。
- 10. ポイント利用による買付は当日 12 時までの受付分を当日注文分とし、12 時以降の場合は、翌営業日注文として取り扱いします。また、ポイントと現金を併用して一度に買付注文する場合も、全額を同様に扱います。なお、注文日当日 12 時までに注文取消を行い、現金のみで買付する場合はこの限りではありません。